

○学校法人武蔵野美術大学私費外国人留学生奨学金規則

(目的)

- 第 1 条 この規則は、武蔵野美術大学及び武蔵野美術大学大学院修士課程に在籍する私費外国人留学生(通信教育課程及び科目等履修生を除く。以下「留学生」という。)に対する奨学金について必要な事項を定める。
- 2 この規則において、「私費外国人留学生」とは、出入国管理及び難民認定法別表第 1 に定める「留学」の在留資格を有する者で、国費外国人留学生制度実施要項に定める国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生以外の者をいう。

(出願資格)

- 第 2 条 武蔵野美術大学及び武蔵野美術大学大学院修士課程に在籍する留学生であつて、人物及び学力が優秀であり、かつ経済上の事情により修学することが困難であると認定された者は、この規則の定めるところにより学校法人武蔵野美術大学私費外国人留学生奨学金(以下「留学生奨学金」という。)の給付を受けることができる。
- 2 この留学生奨学金の出願資格を有する者は、学校法人武蔵野美術大学奨学金規則に定める奨学金に出願することはできない。
- 3 前々項により、留学生奨学金の給付を受ける者を「留学生奨学生」という。

(留学生奨学生の数)

- 第 3 条 留学生奨学生の数は、毎年度 16 名以内とする。

(留学生奨学金の給付の額及び期間)

- 第 4 条 留学生奨学金の額は、1 人当たり 1 年につき、30 万円とする。
- 2 留学生奨学金給付の期間は、当該年度 1 か年とする。ただし、次年度以降、再度出願することを妨げない。

(出願手続及び面談)

- 第 5 条 留学生奨学生の採用を願い出る者(以下「本人」という。)は、毎年指定された期日までに所定の出願書類を国際チームに提出しなければならない。
- 2 本人は、大学から指定された日時及び場所で面談を受けなくてはならない。

(審査決定及び通知)

第 6 条 留学生奨学生は、学生生活委員会において、人物、学業成績及び家計状況を審査し、その結果に基づき、理事会において決定する。

2 留学生奨学生の採否の結果は、本学から本人に通知する。

(審査基準)

第 7 条 留学生奨学生は、原則として人物、学業とも特に優秀で常に模範となると認められる者で、家計状況等を加味して、別に定める選考基準に基づき選考するものとする。

(誓約書の提出)

第 8 条 留学生奨学生に決定した者は、通知を受けた日から 10 日以内に別に定める誓約書を提出しなければならない。

(身分の異動時等の届け出)

第 9 条 留学生奨学生は、次の各号の一に該当した場合は、その旨を記して、該当の日から 10 日以内に届け出なければならない。

- (1) 留学生としての身分を失ったとき
- (2) 保証人を変更した場合
- (3) 留学生奨学金の給付を断ろうとする場合
- (4) 退学、転学、休学又は 1 か月以上欠席する 場合

2 留学生奨学生が死亡した場合は、保証人はその旨を記して、死亡した日から 10 日以内に届け出なければならない。

(給付の取消し)

第 10 条 学長は、留学生奨学生としての認定を受けた留学生が、次の各号の一に該当する場合は、奨学金の給付を取り消すことができる。

- (1) 休学し、又は引き続き 1 か月以上欠席した場合
- (2) 懲戒処分を受け、その状況が重いと認められた場合
- (3) 病気その他やむを得ない事情のため、成業の見込みがないと認められた場合
- (4) 退学又は転学した場合
- (5) 死亡した場合
- (6) 虚偽の申請又は届出をした事実が判明した場合
- (7) その他留学生奨学生としての要件を欠くこととなった場合

(奨学金の返納)

第 11 条 学長は、奨学金の給付を取り消した場合には、既に給付した奨学金の全部又は一部を返納させることができる。

(事務所管)

第 12 条 留学生奨学金に係る事務は、国際チームの所管とする。

附 則

(略)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。